

電気通信紛争処理委員会（第219回）

1 日時

令和4年3月29日（火）10時00分から11時44分

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎、
三尾 美枝子（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、大雄 智、眞田 幸俊、白山 真一、杉山 悦子、矢入 郁子、
葭葉 裕子（以上7名）

(3) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

課長 川野 真稔、課長補佐 永井 賢太郎、課長補佐 中島 明彦

(4) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

課長補佐 関口 温子、課長補佐 中川 将史

(5) 事務局

事務局長 鈴木 信也、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 茅野 民夫

4 議題

(1) 電気通信事業法改正案の概要（電気通信紛争処理委員会関係部分）【公開】

(2) 電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム開催結果【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。それでは、第219回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名の方にも御出席をいただいております。

今回も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ウェブ会議システムによる開催とさせていただきますので、これまでと同様に、御発言の際にはチャットか口頭でお知らせをいただいて、指名の後に、カメラとマイクをオンにして御発言いただきたいと思っております。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムの画面上では確認いただけませんが、音声のみお聞きいただいております。

それでは早速、議事に入りますが、本日は公開の議事となっております。

(2)議題1：電気通信事業法改正案の概要（電気通信紛争処理委員会関係部分）【公開】

【田村委員長】 議題1の電気通信事業法改正案の概要（電気通信紛争処理委員会関係部分）ということで、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の川野課長から御説明をお願いしたいと思います。

川野課長には、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

【川野課長】 ただいま御紹介いただきました、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長を務めております川野と申します。ただいま委員長から議題の提示がございましたけれども、電気通信事業法改正案の概要ということで、本日御説明の時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

この法案につきましては、政府といたしまして、今月4日に閣議決定をいたしまして、国会に提出をしている法案でございます。現在、国会での御審議をお待ちしているという状況でございますけれども、その概要について、本日、特に電気通信紛争処理委員会様に関係する部分を中心に御説明をさせていただければと存じます。

資料は、資料219-1の横長の資料に従って御説明差し上げたいと思っております。1枚おめくりいただきまして、基本的に右肩のページでページ送りさせていただきたいと思っております。

右肩の1ページ目を御覧いただきますと、この法律案の概要、全体像をまず1ページでお示ししております。

法案の目的としましては、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、サービスの円滑な提供及び利用者の利益の保護を図るということで、下にございますとおり、大きく3つ

の柱で内容を構成してございます。

内容は、大きく異なる内容が3つ盛り込まれておりまして、最初に申し上げますと、電気通信紛争処理委員会様と密接に関わるのは、この一番右側の3点目、公正な競争環境の整備とございますけれども、こちらがいわゆる電気通信事業者間のルールに関わってきますので、こちらが最も関係する部分だと考えております。本日せっかくの機会でございますので、左側1番目、また真ん中の2番目についても簡単に御説明申し上げたいと存じます。

まず一番左側でございますけれども、情報通信インフラの提供確保というところでございます。背景としまして、ブロードバンドサービスは契約数が年々伸び、これまでは、とにかくブロードバンドを使えるように、政府としても整備を一生懸命進めてきたわけでございますけれども、今後これを維持することの重要性も高まっているところでございます。

特に今回、オンラインでの開催となっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、社会経済活動全体にオンライン化、いわゆるテレワークやこういった遠隔での会議、あるいは子どもたちも遠隔で教育を受けるといった活用の場面が増加しておりまして、ブロードバンドサービスが、これまでのどちらかといえば高度な電気通信サービスであったというものから、今や国民の社会生活に不可欠なサービスになっているという状況にあらうかと考えております。

これを受けて、赤い矢印の下でございますけれども、今回、一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務と、法律上の用語はしておりますけれども、いわゆるユニバーサルサービスとして位置付け、特に不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するために、交付金制度を創設するというものが一つのポイントとなっております。

先生方御案内かと思いますが、実は現在の固定の電話サービスにつきましては、既に電気通信事業法上のユニバーサルサービスと位置付けられておりまして、この交付金制度というものが準備されております。すなわち今回、固定の電話に加えて、ブロードバンドサービスも基礎的電気通信役務として位置付けて、交付金制度を構築するというものでございます。

また、下でございますけれども、この基礎的電気通信役務に該当するサービス、すなわち一定のブロードバンドサービスについては、約款の作成・届出義務、あるいは業務区域での役務提供義務を課すといった規律も併せて導入するという内容でございます。

真ん中の②のところでございます。安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保でございます。情報通信技術を活用したサービスが様々な形で、通話アプリ等、これまでも電話等に限らず出てきているところがございます。また、そのサービスの提供形態も、非常にグローバルな形で提供されるという形が進んでいるということでございます。

他方で、それに伴いまして、情報の漏えい、あるいは不適正な取扱いのリスクというものが高まっております、実際に昨年、皆様も御記憶があろうかと思えますけれども、昨年春にメッセージングアプリを提供するLINEが、メッセージの情報も含めて、※がついておりますけれども、国外の委託先からそういった通話の内容等にアクセス可能であったというようなことが報じられ、こうした電気通信事業者の利用者情報の取扱いについての不備、それに対する影響が大きくなっているという状況でございます。

これを受けまして、下にございますけれども、大規模な電気通信事業者が取得する利用者情報についての適切な取扱いを義務付けるというのが1点。

また、下でございますけれども、事業者が、こちらは皆様もインターネット等を御覧になったときに、例えば特定の商品について検索をしてクリックをすると、翌日からそれに関する情報が、他の例えばニュースサイトなどを御覧になっても出てくるということがあろうかと思いますが、利用者の方が閲覧した情報を事業者が第三者に送信しようとする場合に、何故この情報がここから分かるのかというような、少し気持ち悪いという話もございますので、利用者の方に確認の機会を付与するということを位置付けたいと思っております。

一番右の③でございますけれども、電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備ということでございます。こちらは先ほど申しましたとおり、電気通信事業者の競争ルールというものでございます。特に電気通信事業法上、接続あるいは卸役務提供を他事業者が受けるために、非常に交渉力の大きい指定電気通信設備というものが指定されております。具体的には現在、携帯大手3社である、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、また固定分野ではNTT東日本、NTT西日本といった大規模なネットワークを持つ事業者の設備を使って他事業者がサービスの提供を受けるといった形で、こうした事業者から卸役務という形で他事業者に役務が提供されているのですが、この卸料金がなかなか引き下がらず、長年ずっと高止まりしているというような指摘がなされているということがございます。

これを受けて、携帯大手3社、NTT東西に対して、こうした指定電気通信設備を用いた卸役務の提供に関して、MVNO等の他事業者との協議の適正化を図るために、卸役務の提供義務及び卸料金の算定方法等の提示義務とを新たに設けたいという内容でございます。

上に戻っていただきまして、これは個別の事情になりますけれども、NTT東西が提供されている固定電話については、現在、昔から使われている電話交換機を用いた電話網から、いわゆるIP電話、IP網への移行を今、4年ぐらいかけて移行作業を進めているということでございます。

これに伴いまして、一番下の四角ですけれども、NTT東西に現在課せられている第一種指定電気通信設備に係る接続ルールというものがございしますが、この規律の根拠となる回線シェアの算定方法を、ネットワーク構造の変化を踏まえて見直しを行いたいという内容でございます。

1 ページ目が長くなりましたが、それぞれ説明していきたいと存じます。

2 ページ目、まず1番目の柱の内容でございます。情報通信インフラの提供確保ということでございまして、上の四角の1つ目の丸でございますが、テレワーク、遠隔教育等を利用する上で不可欠な有線ブロードバンドサービス、これを原則として日本全国どこでも利用可能にするため、先ほど申しましたとおり、電気通信事業法の基礎的電気通信役務、ユニバーサルサービスの新たな形態として、有線のブロードバンドサービスを追加するという内容でございます。

右に、具体的な現在のF T T Hの世帯カバー率の推移が書いてございます。先ほど申しましたとおり、これまで整備を一生懸命進めてきており、これは国庫による補助等も行ってございまして、右側でございますとおり、今年の3月末、見込み値でございますが99.7%、残り17万世帯までカバーが進む見込みというところでございます。

しかしながら、この地域においても、地方のローカルな事業者、例えばケーブルテレビ事業者等が提供している場合は、有線ブロードバンドの維持そのものが非常に厳しくなっているというような御要望をいただいております。また、残りの0.3%、17万世帯に対しても、できる限り有線のブロードバンドサービスを届けたいと考えているというところでございます。

こうしたことを目的としまして、その下の丸でございますけれども、交付金制度を新設いたし、①まず不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援する。

これはただいま申しましたように、既に整備されている地域において維持する際に、赤字になっている事業者についてはこれを支援するという内容でございます。

②未整備地域、まだ整備されていない地域においても、これは①の地域よりもかなり採算性が厳しい地域だと思いますので、こちらを新規整備した後に、その維持費を支援するという内容をそういう意味で約束するという内容でございます。これをする事によって、現在、維持費が難しいために整備が進まないという地域もございますので、ある程度整備がさらに進むのではないかと期待しているというものでございます。

左下でございます、該当するサービスといたしましては、有線のブロードバンドサービスでございます。具体的には、F T T H、又はケーブルテレビ、光ファイバと同軸ケーブルのハイブリッド方式によるケーブルテレビを対象にするということを想定してございます。

左の下に小さい字で書いてございますけれども、携帯ブロードバンドサービスにつきましては、基地局までのいわゆる光ファイバ網が整備されていれば、無線部分の維持費は大きな負担にならないということがございますし、事業者間の競争を通じて、ほぼ全世帯のカバーが見込まれるということでございますので、国民にとって不可欠なサービスであるという認識は変わらないのですが、今回のこの交付金制度の対象とはしないという整理にさせていただきます。

右側でございます。この交付金制度に基づきまして、具体的にどのような支援がなされるかということでございますけれども、まず右側、支援の対象となる事業者、先ほど御説明した①、②に該当するような事業者及び不採算地域の有線ブロードバンドサービス事業者がどの程度費用がかかるかということを計算させていただいて、それを左側の負担対象事業者、ブロードバンドサービスがお互いにつながり合うことで、ネットワークとして価値を発揮しているというところに着目をいたしまして、有線のブロードバンドサービス事業者、これは都市部を対象としている事業者も含めて、また携帯のブロードバンドサービス事業者を含めて、それぞれ契約数に応じて御負担をいただくということでございます。

下に数字がございますけど、これは仮の試算値でございますけれども、現在我々が想定している対象事業者が皆、この交付金について支援を御要望されて手を挙げられた場合、年間約230億円の交付金が必要となり、それが、この左側の負担事業者の方で皆で分担すると、月々1契約当たり約8円の負担に最終的に、最高額としてはなるのではないかと、いうふうに見込んでいるという内容でございます。

続きまして、3ページ目でございます。こちらは2つ目の柱でございます、安心・安全という内容でございます。大量の情報を現在取得・管理する電気通信事業者を中心に、諸外国の規制との整合も図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するという内容でございます。

大きく2つ、この赤い部分と青い部分に分けて説明をさせていただきます。

赤い部分は、先ほども御説明いたしましたけれども、利用者情報の適正な取扱いというところでございます。今、政府としてデジタル変革、DXということを進めておりますけれども、その利用に当たっては皆様の不安を解消する必要があると。

また、諸外国も様々な法的環境が変化しております。また、ウクライナの話はこの法案を出す時点では想定しておりませんでしたけれども、サイバー攻撃も相当複雑化しているというような状況でございます。こうした中で、特に大量の利用者情報を取り扱う事業者には、しっかりとした信頼性を確保していただきたいということを考えてございます。

右にございますとおり、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者については、例として、この具体的な基準は別途、省令で定めることを想定しておりますけれども、利用者数が例えば1,000万人以上いるような電気通信事業者については、幾つかのルール、1つは利用者情報の取扱いに関する社内ルールをしっかり定め、また、その取扱方針を対外的に公表いただきたいということでございます。また、2ポツ目でございますけれども、その取扱いに関する自己評価、例えば新しいサイバー事案など、あるいはそれが自社の社内システムの中でちゃんと守れて対応できるのかどうかということ、しっかりとPDCAを回していただくというようなこともお願いしたいと思っております。さらに、その統括の責任者を置いていただくというような形での規律をお願いしたいと考えております。

下の青い部分でございますけれども、こちらは先ほど申しましたとおり、インターネットを利用される方が、スマートフォン、あるいはパソコンからアプリを使ってウェブサイトを利用すると、タグ付け等が行われて、利用者の知らないところで第三者にその情報が送信されているというケースがございます。それが、翌日の多量の広告が出てくるというようなことになるわけですが、こうしたものに関しては、欧米でも規律の導入というものが進んでございます。

そうしたことも受けて、こちらにありますとおり、第三者送信そのものを禁止することではなく、利用者に電気通信サービスを提供する際、情報を外部送信するという指

令を与えるような通信を送信する場合には、それを利用者にはっきりと確認をいただく機会というものを付与するということを考えてございます。

4 ページ目は、今の2つの義務の適用事業者の範囲を示しているものですので、本日の説明では割愛させていただきます。

5 ページ目でございます。安心・安全関係でもう2点、追加の内容がございます。

まず1点目は、サイバー攻撃対策ということでございます。現在の法令上は、サイバー攻撃を例えば特定のISPが受けた場合に、すなわちサイバー攻撃が発生した後に、同業界である他のISPにもその情報を共有して対処に当たるということが可能になっております。

他方、実際のサイバー攻撃においては、いわゆる大規模なサイバー攻撃が来る事前の、いわゆる探索射撃のような、予兆のような攻撃というのも見られておまして、現在その情報については共有することができない状況になっておりますけれども、これを一部緩和いたしまして、右側でございますとおり、発生後に限られていたものを、発生前にも情報共有をする。要は攻撃の予兆があれば、事前に関係業者に情報を共有して、例えばDDoS攻撃等に備えるということを実法的に可能にしたいという内容でございます。

また、下の重大事故のおそれのある事態の報告制度というのがございます。これは昨年もNTTドコモが、携帯がずっと利用できないというようなことがございましたが、これまで重大事故が生じた後に報告をいただくということが基本になっておりました。今回その予兆、ないし例えば、まだ情報漏えいが発生しているという事実は確認できてないけれども不正アクセスがされたというようなことが分かったとき、まだ重大事故には該当してないかもしれないけれども、その時点で重大事故のおそれがあれば御報告をいただくというようなことの制度整備を実施したいという内容でございます。

以上が2番目の柱まででございます。6 ページ目以降が、特に紛争処理委員会様と密接に関わる事業者間のルールに関する内容でございます。

6 ページ目では、先ほど申しましたとおり、左下の絵を御覧いただくと分かりますけれども、左側にある指定設備を設置する事業者、いわゆる大規模な設備を持っている事業者がいます。具体的には、上の丸の※1というところがありますが、指定設備というのが第一種指定電気通信設備、これは固定の足回り回線を相当な規模で持っている事業者ということで、現在、NTT東西が指定をされているということでございます。

また、第二種指定電気通信設備というものは、モバイル、携帯網の一定のシェアをお持ち

ちの事業者ということで、現在はNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社が主な第二種指定電気通信設備を設置する事業者となっております。

こうした事業者が左下にあるわけです。こうした方々のネットワークを借りて、中小も含めた多様な事業者が、それぞれに創意工夫を凝らして新たなサービスを提供されようということで、卸役務の提供を求めるということを、現在は、事業者間協議でさせていただきます。

現在は、その協議に関しては一切ルールがなく、事後的な規制として、仮に左側の事業者が不当な運営を行っている場合には、これは業務改善命令の対象となるということが1点。また、その両方で話がまとまらなかった場合には、正に紛争ということでございまして、電気通信紛争処理委員会様へのあっせんや仲裁の手続、さらには総務省に対する協議開始・再開命令、あるいはその条件についての裁定というようなプロセスというものが準備されているということで、基本的には事後的な規律しかなく、基本はまず事業者同士で話し合ってくださいというようなことになってございます。

そうした制度の下、一番下に書いておりますけれども、多くの卸先事業者が実際に御活用になっているサービスとして、光サービス卸、これはNTT東西のいわゆるアクセス網の光ファイバを借りて利用者に提供するという形の卸役務というものが広く提供されております。

また、モバイル音声卸、こちらはいわゆるMVNO、格安SIM等の名前で市場では言われておりますけれども、そういった事業者はNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクから、いわゆるモバイルネットワークを借りて、携帯電話を使った音声通話を提供しているということでございます。これが、先ほど申しましたとおり、事業者間協議に任せているということでございまして、この2行目に書いていますが、長期にわたり卸料金が高止まりしているという指摘がなされておりました。

少し先に進んでいただきまして7ページ目を御覧いただきますと、これが実際の卸料金の水準で、具体的な料金の数字は事業者間の契約の数字ですのでお示しすることができませんが、このカーブを御覧いただくことで、どのような形であったかということをお示ししているものでございます。

左が光サービス卸、いわゆる固定の卸、右側がモバイル音声卸ということでございます。そして左側は、オレンジ色が接続料相当額のコストでございまして、こちらに関しては、接続料というのは規制料金になっており、適正な原価に適正な利潤を乗せた価格で算定す

るということになってございますので、ある意味、着実に下がってきているというようなことでございます。それと比較すると、上の卸料金は、少々下がり方が遅いということで、ワニの口のように少し開いてきているという状況でございます。特に右側のモバイル音声卸に関しましては、最後の下がっているところは少し無視していただいて、要は全く下がってこなかったということでございます。

そういう中で、2点目の丸にあるとおり、一昨年6月に、こちらの電気通信紛争処理委員会に諮問する形で、総務大臣裁定という、日本通信とNTTドコモの間での裁定がありましたけれども、日本通信に対して一定の条件でしっかりと卸料金を提供しなさいという裁定をいたしたということでございます。

こういった形で、なかなか下がってこないということも受けて、総務省としても、3点目の丸のところですが、令和2年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定し、この卸料金が妥当かどうかということをやれば政策的にチェックをするという作業をし、それを受けてこの7ページ目の一番右側のところにあるとおり、各社は渋々ということだと思いますけれども、下げられたということでございます。

このような状況を受けて、少しお戻りいただきまして6ページ目でございます。事業者間協議に任せていてもなかなか下ならず、総務省ないし有識者会合でこのように政策的に議論をすると下がるというようなことでございますけれども、本来は、事業者間協議を通じて様々な条件交渉というのが行われることが望ましいと我々は考えておりまして、6ページ目の2つ目のところでございますけれども、こうした指摘があったことを受けて、指定電気通信設備を使った卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、ここは重要なところでございます、もちろん卸料金に関して料金規制を入れるということも、法律的には可能なのですが、一足飛びに強い規制を入れるという形ではなく、あくまで事業者間協議を基本としつつ、今の交渉環境では、指定電気通信設備を設置する事業者の立場が少し強過ぎるということ、また、右側の借りる事業者からすると、一切その情報がないうちで協議をしなくてはならないということで、情報の非対称性があるということがございますので、今回新たに2つの規律を導入したいというものでございます。

その一つが、正当な理由のない限り特定卸役務、いわゆる指定電気通信設備を用いた卸役務のうち、影響が小さいものを除いたものを提供する義務を設けたいと考えております。

他方、もう一つは、卸先事業者が求めた場合に情報を提示することで、現在は全体の料

金しか示していないというような状況ですが、ここにあります料金の算定方法、すなわち月10万円という価格だとした場合、その10万円にどのような項目が入っているのか、それすら現在は示されていない、そういう項目を出していただくことを想定しております。それを出していただくと、卸先事業者としては、その料金を値下げするために、例えばこの項目は自分で用意するので、それで値下げできませんかというような協議が進むということをご期待しているというものでございます。

8ページ目は、今申し上げましたガイドラインの内容ですので、割愛させていただきます。

この制度を導入するに当たっての背景として、9ページ目でございます、総務省で開催しております有識者会合において、昨年、2つの大きな御提言をいただいております。

まず、競争ルールの検証に関する報告書2021というところでございまして、こちらはどちらかというと、モバイル市場全体の特に小売マーケットにおける競争状況を毎年検証している会議体でございます。

こちらの中では、12ページ目の一番上の5に※というところがございます。少し小さい字でありますけれども、特にモバイル音声卸に関して、指定設備設置事業者各社、具体的にMNO3社のドコモ、KDDI、ソフトバンクでございます、自らが提供する実質的な小売料金を上回る料金の設定を行っていたおそれが高いということがこの会議体の中で明らかになりました。

どういうことかと申しますと、モバイル3社のうち、例えばNTTドコモは、MVNOに対して音声、いわゆるもしも電話の卸料金を、以前は単価として30秒14円という形で卸していらっしゃいました。他方で、モバイル3社は皆様も御案内のとおり、かけ放題のサービスを既に提供しておりまして、かけ放題のお客様まで含めた単価については数字は申し上げられないのですが、この競争ルールの検証に関するワーキングの中でお示しになられた数字を見ると、MVNOに卸している料金よりも、実質的には小売料金のほうが下回っているという状況が確認できました。

これをされると、MVNOは、絶対に同じようなサービスは提供できないということになりますので、ここにごございますように、業務改善命令の対象となるおそれのある行為として速やかに是正が図られるべきだったのではないかという指摘をして、卸役務の料金について継続して見直しが進むような制度的な枠組みが必要だというような御提言をいただいたということでございます。

9ページに戻っていただいて、今のような背景がありまして、モバイル音声卸のケースと同様に、今後5G等も進んでいく中で、MVNOとの間の競争が阻害されるような事態というのは未然に防止する必要があります。

こうした事態を防ぐための有効なルール of 具体的な在り方について、先ほど総務省が実施していると申しあげました代替性検証の取組に加えて、MVNOから指摘のあった情報の非対称性に関する問題、これをはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、またMNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきかなど、要因分析を含めて専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要であるという御提言をいただいております。

また、具体的には、接続や卸役務に関するルール整備について専門的に検討する場として、下にございます「接続料の算定等に関する研究会」がでございます。昨年9月に公表されました報告書におきまして、同じように事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当であるとの御提言がされました。

より具体的にはということで、卸元事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性がある中、卸先事業者の予見可能性を確保し、より踏み込んだ卸交渉を可能とすることで卸協議が実質的に有効に機能する環境を整えるために、光サービス卸やモバイル音声卸など、公正競争上の影響が大きい卸役務について、例えば、料金その他の提供状況についての卸先事業者への事前情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当であるというような形での御提言が、去年9月の時点でまとめられていたということでございます。

これを受けまして、10ページ目以降が、今申しあげました接続料の算定等に関する研究会におけるその後の検討状況でございます。この報告書を受けて、同研究会では早速10月から、この卸協議の具体的な制度整備はどうあるべきかという議論を始めました。この中で、特に実際にその協議を行われている、いわゆる指定電気通信設備の設置事業者と、それを借り受ける事業者の双方からヒアリングを実施しております。特に指定設備をお持ちの事業者は、何も問題は起きていませんといったことを基本的には述べられた一方で、設備を借りる側の事業者からは、こちらにあるような様々な意見が出されたというところでございます。一つには卸先事業者側から要望しても、連絡を受けたというだけで全く協議につながらないというようなこと、2点目も同じようなことですが、協議を進めよ

うという姿勢が見られず、双方で時間を浪費している状況であることが否めないというようなこと。また、MVNOから提案すると、ほとんど提供の可否から検討することもあって非常に時間を無駄にして、なかなか詳細条件の提示にまでたどり着かないというようなことがあります。第二種指定電気通信設備を用いた卸役務についてしっかりと、提供しなくてはならないという義務を明確化してほしいというような御意見もあったということでございます。こうしたことも受けて、双方のヒアリングの結果を踏まえて同研究会として考え方を取りまとめ、パブリックコメントを12月から1月まで実施して、本年2月16日に取りまとめて結果を公表させていただいております。それが11ページ目、12ページ目でございます。少し長くなりますけれども、下線部を中心に御説明を差し上げます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸役務については、長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘されてきました。

2ですけれども、事業者間協議における価格交渉等により、この料金の低廉化が実現されるような環境が整備されることが望ましい。

3ですが、ヒアリングを実施したところ、卸元事業者は何も問題がないと言っている一方で、卸先事業者は、NDA締結前の段階で不成立になる場合が多い、要は協議に入れないということでございます。そういうような問題提起がなされたということでございます。

4のところ、こうした協議をめぐる双方の認識の相違を見ると、やはり指定電気通信設備の設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、また、指定電気通信設備の設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ません。このまま相対協議に委ねたとしても、やはり再度卸役務の料金というのは高止まりするのではないかという懸念が示されるということでございます。

12ページ目でございます。やはり通信市場全体を考えたときには、指定電気通信設備の設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者がプレーヤとして参加することで、市場全体として競争が促進されるだろうということでございます。指定電気通信設備の設置事業者の交渉上の優位性、あるいは両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要という認識の下、6の(1)でございますけれども、指定卸役務を提供する事業者に対して正当な理由のない限り役務を提供する義務、及びこれを担保する措置、(2)でございますけれども、指定卸役務を提供する事業者に対し、料金の算定方法その他一定事項について情報を開示する義務を担保すべく事業法の改正を行うことが適当であるということが骨子でございます。7以降は、

時間の都合上割愛させていただきます。

この御提言を受けまして、総務省において法案として提出させていただいた内容が13ページ、14ページ、15ページという内容でございます。現行の第38条の2第1項は既存の条項でございます。これに対して、新設と書いてありますけれども、2項、3項、4項を追加する形での改正を提出しているということでございます。ここがございますとおり、第2項、特定卸役務を提供する事業者は、正当な理由がなければ特定卸役務の提供を拒んではならないというものでございます。

第3項でございますけれども、特定卸役務を提供する事業者は、3行目の後半、「申入れをした電気通信事業者」、これは借りる側の事業者でございます、その金額の提示と併せて金額の算定方法、その他協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされてございます。第2項が提供義務、第3項が情報提示義務という内容でございます。

第4項でございますけれども、前項の規定に違反があった場合、すなわち情報提示をしっかりとっていないということがあった場合には業務改善命令を出すことができるという規定の内容でございます。

また、14ページ目でございますけれども、最初の第2項の役務提供義務を担保するための措置といたしまして、現行は第38条を準用しており、これは全事業者に提供される卸役務について、電気通信事業者間において卸役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず応じなかった場合、この場合は、「その提供」という文字の後ろが大事なのですけれども、「公共の利益を増進するために特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは」協議開始・再開命令を出すということで、積極的に公共の利益を増進するために必要だと思ふときに協議しなさいというような形の命令の措置が準備されてございます。

これに対して、今回、役務提供義務が設けられました特定卸役務については、下の第35条を準用する規定を新設しておりまして、真ん中のあたり、同項に規定する正当な理由があると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずることができるので、基本は提供していただき、もし正当な理由があるならばそれは認めます、というような形で、第38条と第35条は非常に位置付けが異なるというものでございます。

これらの命令措置は、15ページ目でございますとおり、それぞれ電気通信紛争処理委員会への諮問事項として追加をさせていただいているということでございます。具体的に総務大臣がこの命令を発することがある場合には、電気通信紛争処理委員会様に諮問をし

た上で命令を発することになるということです。

16 ページ目、一番右側の3つ目の柱の2点目の改正でございます。今の卸のところでも話が出てきますが、第一種指定電気通信設備制度というものがございます。こちら固定通信分野において、括弧で書いていますが、加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者に接続約款の作成・認可・公表を義務付ける制度でございます。こちらは固定通信分野において加入者回線を相当な規模で設置する事業者は、具体的には現在、NTT東日本NTT西日本が該当しますが、接続上の交渉の優位性が極めて高いということございまして、平成9年からこの指定設備制度という規律がございます。

今回の見直しについては、制度の本質はほとんど変わっておりません。左下にございますように、これまでは先ほど申しましたように電話交換機を前提とした電話サービスが提供されておりましたので、それぞれネットワークがこの左にございますように、県ごとに交換機網を構築して、他の接続事業者とは県ごとにつないできたという接続の実態がございました。このような状況もあって、事業者が加入者回線を相当な規模で設置しているかというシェアを計算する単位が、法律上は都道府県単位で計算をすることになっておりました。しかしながら、現在、実はこの右側にございますとおり、NTT東西におかれては交換機による電話のサービスというのは全てIP網に移行しようという移行作業を進められております。実は、そうなりますと、ここにございますとおり県単位でネットワークの構築をせずに、NTT西日本では西日本の地域、NTT東日本では東日本の地域全域でIPのネットワークを構築して、それぞれ東京と大阪の2か所で接続をしてくださいという形になることになってございます。

このように接続の形態が変わってきますと、接続に当たって誰が優位なのかというシェアを計算するに当たって、都道府県単位でこれまでどおりに計算するというのがナンセンスになってきているという状況でございます。こういうこともあって、今回そのシェアを計算する単位を、これまでは県単位を基本としていましたが、上の四角の真ん中、「(改正後)」という部分にございますように、各事業者が加入者回線を設置する区域、例えばNTT東日本であれば東日本の区域、NTT西日本であれば西日本の区域でシェアを計算することを基本としております。

また、「※」のところにありますけれども、実はNTT東日本は、これまで設備を全てNTT東日本の業務区域だけに設置されていたところ、東京の赤い二重丸と同じような設備を大阪にもお持ちになり、逆にNTT西日本も、東京の接続点に同じような設備を設けら

れるということをごさいます、ここが他事業者とすると、これもそれぞれの会社との接続点になるということをごさいますので、これまでは業務区域の範囲内でしか設備を指定できないということになっておりましたが、今回、業務区域にかかわらず指定ができるというふうにしたいと考えております。

17ページ目は、実際、インターネット接続においても同じようなことが行われておりますという説明をごさいます。

18ページ目に条文が書いてごさいます。右側が現行条文をごさいます、総務大臣は総務省令で定めるところに、全国の区域を分けて役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとにというように、これまでは都道府県を基本として区域を定めてその中でシェアを計算することになっておりましたが、ここを外しているということをごさいます。そこが一番大きなところ。細かいところは割愛させていただきます。

19ページをごさいますけれども、実際に今、NTT東日本、NTT西日本のシェアはどうなっているかということをごさいますけれども、ここにごさいますとおりオレンジのグラフがNTT東日本のシェア、水色がNTT西日本のシェアということで、東と西で多少の差はありますけれども、いずれにしてもやはりそれぞれ78%、8割、7割近くのシェアを有しているということをごさいます、シェアの計算の仕方を変えるということをごさいます、実際にNTT東日本、NTT西日本が、当面は引続き指定されるという実態上の規律の対象は変わらないものと想定してごさいます。

説明は以上とさせていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

【田村委員長】 御説明ありがとうございました。

それではただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問等ございましたら御発言をお願いたします。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 貴重なお話どうもありがとうございました。

今回、MVNOにどんどん参入してもらいたい、料金価格を低く設定したいということで、価格の算定方法を申し込まれた事業者に開示するというのはよく分かりました。

ただ、それは申し込んだ事業者にだけ教えるということですね。一般に、例えばMVNOとして参入したいときに料金はどれだけだというのは公開されないということでしょうか。

【川野課長】 委員長、よろしいですか。

【田村委員長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【川野課長】 御質問ありがとうございました。一般的に公開をしなければならないかという御質問ですと、そうではございませんということでございます。

先ほども説明の中で申し上げましたとおり、あくまで個々の事業者同士で、ここはビジネスネゴシエーションでやってくださいというのが規律の内容でございますので、申し込まれた事業者から求めがあればそこはきちんと開示してくださいねということになります。それを一般の形で公表することまでを求めるものではございません。

ただ、想定としては、この規律が導入されればMVNO各社は、多分ほとんどの事業者は申入れをされると思いますので、申入れをされたMVNOにはほぼ広く開示されるのかなと思っております。また、MNOとしては、MVNOに対して秘密保持契約の中においてお示しするという事です。公表するというのは、ある意味、株主や他事業者、あるいはマスメディア等々、全ての人に見えるということになりますので、NNO各社からしても、公表と、MVNOに開示するということには大きな差があるものと認識しております。

【荒川委員】 そうしますと、MVNOとして参画する事業者としては、この価格は標準として高いのか低いのか分からず、例えば、今までずっと参入してきたMVNOはいろいろな交渉力があり、値引き交渉等色々やって低くしていたのに、新たに参入してくる事業者はそういうことに慣れてないため、高いままそれを承諾してしまうという可能性もあるのですが、新規参入業者に対して何か配慮するようなことは考えていらっしゃいますか。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 法律上はございません。電気通信事業法上の最終的な担保措置としては、卸役務の提供に当たって不当な差別的取扱いをした場合には是正の対象とはなり得るということでございます。しかしながら、MVNOが、ここは自分でやるから全体が安くなりませんか等、例えばボリュームディスカウントをお願いするといったことは正に事業者同士の駆け引きの部分があるというふうに考えておまして、ここをある意味で一律の料金にすると、いわゆる約款規制のような世界になっていくと考えておりますけれども、そこまでは今回は求めないということで考えてございますので、御質問の新規事業者としても、そこは交渉をまずはぜひ頑張っていたいただきたいということですし、他の既に入っていらっ

しやるMVNOの小売料金設定を見ると、どう見ても自分のほうは高いのではないか等、そういうことを考えた場合には再度値下げ交渉する等、そういったところはビジネスとして頑張っていたきたいというふうに思っております。

【荒川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは青柳委員、どうぞ。

【青柳特別委員】 よろしく申し上げます。今日は丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

私も卸のところについての質問ですが、今回の第38条の2の卸の提供義務と、あと情報提供の義務、非常に踏み込んだ内容になっているな、何故ここまでやるのかなというふうに思って伺ってありましたところ、御説明の中で、音声のかけ放題を入れると、卸と自らの提供での価格の逆転が出ているということで、いわゆる独禁法業界ではマージンスクイズと呼ばれるものが生じているということで、これは大変な問題だなというふうに思ひまして、改正の趣旨等は大変よく分かりました。

ここで、皆様が多分同じように思われた疑問なのかなと思うのですが、あえて申し上げますと、正当な理由というのが一つ入っていますね。ない場合には提供義務がなくなるというわけですね。その部分なのですが、これまでの経緯等を見ていると、やはりのらりくらりと交渉を長引かせるというようなことが随分なされてきたと思ひまして、私たちは誠実に交渉していますよというようなことを当然に主張してくるのかなと思ひますが、その正当性等の判断についてどういったことを基準にお考えなのかなと、まず幾つか具体的な例などを教えていただければと思ひます。またその点、例えば規則であるとかガイドラインのようなものが出るのかどうか、そういった見通し等を教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【田村委員長】 課長、お願ひします。

【川野課長】 ありがとうございます。先生の御指摘、まさに論点になることだと考えております。現在、今回提案させていただいている卸役務の提供の義務に似たようなものとして、接続に関しては、基本、接続の請求を受けた場合にはこれに応じなければならぬという義務がございます。これは電気通信事業法の第32条にそういう義務がございます。この義務を今手元で確認しますと、次に掲げる場合を除きこれに応じなければならぬと考えてございまして、3つ書いてございます。1つは自らのサービスの円滑な提供に支障を生ずるおそれがあるとき、2つ目として自社の利益を不当に害するおそれがあると

き、3つ目として、前2つにかかる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるときとございます。

この接続における拒否事由というのは、卸役務の提供の拒否事由の議論をする上で参考になると思っております。しかしながら先生のおっしゃるとおり、ここは何が正当な理由で、何が正当な理由でないのかというところは当然議論になる点、事業者としても最大の関心があると思しますので、ルールとしてはしっかり決めなくてはいけないというふうに思っております。省令なのか、ガイドラインなのか、形式はともかく、法案が成立以降しっかりと議論をして、この接続の拒否事由等も参考にしながら、何かそのガイドというものを示す必要があると思っております。

その上で、基本は先ほどの14ページ目にございましたとおり、第38条と第35条で位置付けが随分変わるものかと思っております。第38条にあるとおり、これまでの卸役務の協議というのは基本、極端な話ですが協議開始・再開命令を総務大臣に持ち込まれても、それが本当に公共の利益を増進するために必要だということであれば協議に応じなさいということ命じられなかったのですけれども、第35条になりますと、まず正当な理由がある場合を除いてもきちんと協議をなさいということになりますので、基本は協議してくださいとなります。もし正当な理由があるならば、それは拒否しようとする事業者がきちんと御説明をされてくださいというような位置付けになると思しますので、何とかホワイトリスト、ブラックリストみたいところが逆転することになると考えております。

よろしいでしょうか。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。やはり立証負担と言いますか、そこが転換すると非常に大きいなというふうに思いました。

さはさりながら、この正当な理由の部分というのは私たちにとって大変関心があるところで、ここに上がってくる案件というのはこの点に関するものが非常に多いと思しますので、できればガイドライン、我々が参照できる準則のようなものがあると大変ありがたいと思っております。楽しみにしております。よろしく願いいたします。

【田村委員長】 ありがとうございます。

時間が大分押しておりますけれども、我々にとりまして大変関心の高いところでございますので、少々時間を延長してでもこのまま質問等を続けていきたいと思っております。御予定のある方は適宜御退席いただいて結構ですので、この委員会をもう少し長く続けさせてい

たきます。

それでは、大雄委員、どうぞ。

【大雄特別委員】 御説明ありがとうございます。

事業者間協議に関連して質問がございます。昨年12月の本委員会で、MVNOから5Gのスタンドアロン方式によってネットワーク機能が飛躍的に強化・高度化されると、そうしたネットワーク機能をMVNOがMNOと同等の自由度で扱えるようになることが重要だというお話を伺ったと思います。今回は卸の事業者間協議の適正化を目指すということで、光サービス卸、モバイル音声卸について御説明をいただきましたけれども、それらに加えて今申し上げた5Gのスタンドアロン方式におけるネットワーク機能の提供についても事業者間協議が適正に行われることが期待される場所だと思います。

そこで、こうした5Gのスタンドアロン方式におけるネットワーク機能の提供について、事業者間協議が今どういう状況なのか、順調に進んでいるかどうかということについて、お分りの範囲で結構ですので教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 ありがとうございます。5Gのスタンドアロン方式自体は、今年の、たしか秋頃からソフトバンクが提供され、昨年末にドコモも提供され始めているという状況でございます。MNO各社においても正にサービスを始めたばかりというような状況だと認識しております。この接続料の算定等に関する研究会において、委員御指摘の正に5Gスタンドアロン、これは特にMVNOさんも御関心が非常に高いということでございますので、こちらの研究会においてもその状況というのを常に取り扱って、進捗をしているのかどうかというところをフォローさせていただいているところでございます。

先日、この研究会で報告がありましたけれども、NTTドコモは自社のサービスを提供するのに先立ち、同じような状況や関連する情報を、この法律が成立する前の段階ですけれども、自主的に情報提供をして、数は開示できないようではございますけれども、幾つかの事業者と実際の協議を始めているという報告は受けているところでございます。しかしながら、具体的にどこまで踏み込んだ内容になっているのかといったところはまだ見えない状況でございます。

先生の御質問に関連して言いますと、私が説明した資料の13ページ目でございます。特定卸電気通信役務、この規律の対象となる役務というのは、第38条の2第2項でございます。「(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役

務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）」ということで、影響が少ないものは除くのですけれども、それ以外は基本、役務の対象になるということでございます。

この範囲は、一番下、赤い矢印で書いてございますけれども、総務省令で規定するという事になってございます。これもまた事業者の立場によって意見が非常に割れる内容でございます。我々が指摘しました光サービス卸、あるいはモバイル音声卸に関して言うと、それはさすがにそうですよねという、ある程度その業界としてのコンセンサスはほぼできているかなということでございますし、正直申しまして5Gのスタンドアローンがこれの対象にならないとなると、これはMVNOも多分黙っていないかなと思っています。この範囲がどこになるかというのは、法律が成立した後の作業として、また一つ大きな議論がございます。実質の協議を進めつつ、この法律の義務の対象としていくのかどうかというところも、今年の後半にかなりの議論が起こることが想定されます。

【大雄特別委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、小野委員、どうぞ。

【小野委員】 御説明ありがとうございます。

私の質問、おそらく先ほどの御回答の中に含まれているところもあるので重複するかもしれませんが、13ページ目の改正条文の中の、特定卸電気通信役務に係る情報提示義務のところ、これは情報提示を義務付けたということだと思っておりますが、本当はそれに基づいて卸提供を受ける事業者のほうが何らかの疑問なりをそこに持って交渉したいと考えた場合、それに卸元が応ずる義務というのは含まれていないわけですよね。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 そこに応ずる義務までは、この法律上は求められてございません。そこで本当に解決しない場合には、現行の紛争処理スキームに基づいて、いわゆる条件についての仲裁、紛争ということになりますので、電気通信紛争処理委員会での仲裁、あるいは総務大臣に対する裁定などのプロセスが最終的な手段として担保されているということだと思います。

【小野委員】 ありがとうございます。

卸提供を受けている事業者からすると、もちろん情報提示を義務付けられた点は非常に進歩したというか進展したということだと思っておりますけれども、相変わらず協議の進捗が

非常に促進されるかどうかというところが必ずしも……、これは実際やってみなくては分からないという場合はあると思うのですが、という点は依然として少し残っているということなんでしょうか。

【川野課長】 はい。正直申しまして、先生の御認識のとおりだと思っております。そこを本当に、こういう条件では必ず提供しなさいということを義務付けようとする、卸役務提供約款というものを全部作って、適切性を確保した上でその約款に基づく提供を義務付けるというかなりハードな規制になってきますので、今回はそこまでは踏み込んでないということをごさしまして、先生の御認識のとおり、協議次第ということをごさします。

他方で、12ページ目を御覧いただきますと、これは接続料の算定等に関する研究会での言わば政策的な御提言の文書ということをごさします。最後のところ、12ページの一番下に10というものがごさします。これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当であるということをごさします。

ですので、今回一足飛びに、先ほど申しました約款規制のようなところまで一気に進むのではなく、まずはこれまでどおり、事業者間同士で協議していくということを原則としつつ、その環境整備として、貸し側が、そもそも提供しなくてはいけないということ、また、情報を提示しなくてはいけないという、言わば土俵の設定まではさせていただくということをごさしますが、先生が御指摘されて、御懸念されるようなことが全然解決しなければ、しないということがもし生じるのであれば、さらにもう一步踏み込んだ政策措置というのは、将来的な課題としては、あり得ると考えております。

【小野委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。

それでは、三尾委員、どうぞ。

【三尾委員】 ありがとうございます。

今の御質問とも関連するのですが、事業者間の協議を優先するという前提で、まず協議ありきだというお話だったと思います。その中で、例えばですけれども、料金の算定方法を情報の内容として開示をするということが協議の前提としてあった場合に、これ、提供元とすると営業秘密に関係するようなことも相当出てくると思いますので、できる限り算定方法の情報は必要最小限に抑えたいという前提が働くと思うのです。

一方で、提供先としましては、やはり具体的な、できるだけ、非常にクリティカルといえますか、重要で、かつ繊細な情報までも要求してくるということがあると思うのですが、この協議が調わない、協議が不調となる、例えば電気通信紛争処理委員会に仲裁や裁定も含めて援助を求める、開始要件ですね、協議が不調であるという開始要件を考える場合に、どの程度までの情報、それぞれ情報は定義、提出しているけれども、その情報の中身として満足できないといったような状態になった場合に、そういった状態であったとしても協議が不調であるという、電気通信紛争処理委員会が救済等を開始できるその要件を満たしているというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 ありがとうございます。

その点も13ページ目の実際の条文を御覧いただきますと、第3項、太線を引いているところでございます、これが情報提示なのですけれども、金額の算定方法その他特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、というふうに書いてございます。

ですので、先生がおっしゃるとおりでございまして、この情報を一定程度提示すべきだということに関して言えば、関係事業者は、皆様一応の御理解をいただいているということですが、その粒度、あるいは深度といえますか、深さというところに関しては、これはまた相当に意見が割れるところだというふうに思っております。

この総務省令についても、先ほどの第2項の総務省令、大雄先生からも5Gのスタンドアローンが入るのか、入らないのかというお話がございましたけれど、この2つの省令に関しては、相当、関係事業者の間で意見が、そういう意味では割れる中で、少なくとも、MNO、MVNO側の事業の必要性と、MNO側の企業秘密の関係等も含めて、どこまで何を開示を求めるかということに関しては、また、公開のプロセスを経て、関係事業者の意見を広く聞いて、総務省令できちっとそこの外縁を確定し、その解釈について必要であればガイドライン等に明示をして、どこまでが義務の範囲内だということが、この法律だけではなく、もう少し細かいレベルで、きちっと分かるような形で確定をして、それが示されているかどうかということ、もし電気通信紛争処理委員会に持ち込まれた際には客観的に御判断いただくというような形に、行政としては準備をする必要があると思っております、そこまではする必要があるというふうに思っております。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。

【三尾委員】 ありがとうございます。

私の質問の趣旨は、そういうところもあるのですけれども、むしろ申し上げたかったところは、電気通信紛争処理委員会を開始する段階で、まず、要件として、これは協議が不調であるかどうかというところを検討しないといけないところなのですね。このところ、結構重要な要件で、前回の委員会での協議でも非常にいろいろ検討したところでした、ハードルが高いというふうには思っているのですけれども、具体的な総務省令で定める事項に該当するかどうか、該当していなければ協議が不調ではないというような厳しい要件ではなくて、もう少し緩やかな形で、お互いに情報の提供を要求したけれども、思うような情報の提供が得られなかったという、それだけで電気通信紛争処理委員会に付議するような、協議の不調というような要件がクリアできればいいかなというふうに思っているのですが、その辺りの御理解はどのように考えればよろしいでしょうか。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 今、お示ししている法律は、先ほど申しました総務省令で提示の義務の範囲というのを確定して、これに違反した場合には、命令を命ずることができるということで、この命令自体は電気通信紛争処理委員会よりは総務省がまずは判断をするということでございます。具体の過去の例等も踏まえた、何をもちて発動要件とするかということに関しては、私もただいま答えを持ち合わせておりませんので、御指摘を踏まえて、今後の法律を受けた制度整備の中で考えていきたいというふうにさせていただければと存じます。

なお、御説明差し上げませんでした、この法律案は、成立いたしましたら1年以内で政令で定める日から施行ということにされておりますので、今国会、5月、6月で御成立をいただければ、来年の春頃の施行というイメージをお持ちいただければと思います。

【三尾委員】 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

【川野課長】 ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、小塚委員、お願いします。

【小塚委員】 もう大分時間がたっているのに、お時間を頂戴しまして、恐縮です。

この卸協議制度の趣旨というものが、従来といいますか、改正前の現行法と変わってきているのかどうかというあたりを伺いたいと思います。

どういうことかといいますと、現行法の理解は、この委員会の活動の中でもいろいろと勉強させていただきましたが、接続命令は、設備があってそれを使わせろというだけなの

で、したがって、最終的には条件を総務大臣が命令してそれで使わせるということで解決ができる。

それに対して卸というのは、これはサービスを提供するということなので、当事者がどのようなサービスにしましょうということ、言わば創意工夫しなくてはいけない。だから、これは協議なのだ、我々、基本的にはこういうふう理解をしてきたわけです。

そこで、本日の御説明でこの改正法の考え方ですが、基本的に相対協議であることに変わりはないと最初おっしゃったので、そこは原則変わってないというふうに私は理解したのです。ただ、交渉のパワーバランス、交渉力の格差というものがあるので、そこを後押ししてあげたい、こういうことであると伺ったのですが、御説明やあるいはその質疑応答を伺いますと、卸約款のようなものをつくって、要はもう接続強制に近いところまで来ている。もっと言えば、MNOがここで協力的でなければ、さらに踏み込んでそこまで行くぞという、猶予している状況のようにも聞こえたのです。その辺りはどういうふうに、今の改正法では卸協議という制度を捉えておられるのか、制度の趣旨について少し教えてくださいませんか。

【田村委員長】 課長、お願いします。

【川野課長】 もともと電気通信事業法は、特に設備を持つ旧第一種電気通信事業者は、等しく役務の提供義務というのが課せられていたという経緯がございます。そうした中で、小売の約款規制というのも廃止をして、基本的には自由な料金設定ができる、又は役務の提供自体も、公益事業特権との絡みはありますが、自由に、ある意味で規制緩和をしてきたという経緯がございます。

そうした中で、小塚先生がおっしゃるとおり、接続に関しては、お互いにきちんとつなぎ合おうということ、ここは厳しい規制を維持してきたというものがございます。

そうした中で、基本的にできるだけ自由な競争に委ねることで、マーケット全体として競争が働いて、利用者に対する福利厚生が増すということを総務省として長く目指してきたということかと思えます。特にそういう意味では、卸に関しては紛争処理スキーム、事業の改善命令だけを準備して、基本的にはあまり口出しをしないという政策スタンスを取ってきたというわけでございます。

しかしながら、そうやって事業者間協議に任せてきたことを受けて、先ほど青柳先生からも御指摘ありましたとおり、実際にその自社の小売料金を上回る卸料金をずっと長い間維持するというようなことが現に行われたという立法事実があるということでございます。

た。やはり、全ての電気通信事業者の全ての役務について、接続義務と同じように、同じようにつながなくてはいけないということまでは我々は全く必要ないと思います、中小の規模の事業者同士がお互いにそのサービスを貸し借りし合うということに関しては、行政が関与する必要はないというふうに思っております。しかしながら、大規模な設備を持ち、それが広く他の事業者のサービスの基盤となるような形の卸役務に関しては、事業者間協議に完全に委ねてしまうと、そもそも提供する義務もないというふうにして開き直られて、最終的に我々は別に提供する義務もないのですから、私たちの状況を飲んでもらうしかないという形の協議が行われると、市場全体としてプレーヤが限られて、全体としてサービスの多様化も進まないし、競争圧力による料金の低廉化も進まないというふうに考えております。

ですので、ここは少しそういう意味で政策的に転換をしたというふうに捉えていただいてよろしいかと思えます。先ほど申しました、指定電気通信設備という大きな設備を持つ者が提供する卸役務の範囲は総務省令で決めますけども、さすがに競争に影響は小さいと言えないという役務に関しては、きちんと提供はしてください、その際に情報は提示をしてください、というということはある意味、今回新たに求めることになるということでございます。

その上で、その条件については、小塚先生からも約款規制に近いのではないかというようなお話もありましたが、そういう意味では、今回は約款規制まではいかず、そこはあくまで、条件の交渉というのは事業者同士の協議に委ねるということを前提としつつ、その協議がワークするような環境整備を整えるという趣旨が今回の趣旨というふうに考えてございます。

【小塚委員】 ありがとうございます。そういう意味では現状に対する認識がかなり厳しくなっているということかと承りました。考え方としては——電気通信紛争処理委員会は別に制度を議論する場ではないのであくまで可能性のある考え方としてはということなのですが——例えば情報の提供における正当理由と、卸役務の提供に関する正当理由の厳しさとかハードルを少し変える、あるいは先ほど三尾先生がおっしゃった、協議が整ったかどうかのハードルを緩くする等というような形で、入り口のところはとにかく開いて協議の場に引きずり出す。協議の中身はサービス内容の強制ではなく、両事業者の創意工夫に期待して、かつ、そこからウィン・ウィンというか、MVNOが新しいサービスを提供すればMNOにもその利益が卸役務という形で還元される。そういう制度のつくり

方もあり得ますが、そういうことを言えるかどうかは市場の状況に対する認識にもよるのだと思いますので、その辺りのその市場の認識なども御覧になって、恐らく今後、制度設計がなされるものというふうに思います。

私ども電気通信紛争処理委員会としては、あくまでもその制度趣旨に従ってそれを適切な形で適用していくということだと思いますけれども、その辺りの趣旨をよく御議論いただいて、私どもも、あるいは社会全体も含めて、分かりやすい形で御提示いただければというふうに思うのですが、その辺り、お願いしてもよろしいでしょうか。

【田村委員長】 課長、よろしく申し上げます。

【川野課長】 国会でも御審議をいただくとお思いますし、先ほど申しました国会での成立の後に、かなり具体的な運用を見据えた総務省令、その他ガイドライン、我々1年の間で整理しなければいけないというふうに思っております。

そうしたところで、先生の御指摘も踏まえて、考え方、そういったところからしっかりとお示しをしていきたいとお思いますし、恐らく、詳細を決めていくときにそういうコンセプトの整理というものもなければ、双方の事業者の意見もまとまらないのかなとお思いますし、そういった中で、整理されていく部分があるのかなというふうに思っております。

しかし、マーケットを見ている立場といたしますと、先ほど申しましたが、特にモバイル音声卸に関しては、例えば以前のNTTドコモの音声卸の単価というのが30秒当たり14円というものが卸料金の設定ということでずっと適用されていたということがございます。その結果、いわゆる従量制料金というのは30秒20円というのが小売の料金として、全く動いてこなかったということがございます。

30秒20円と聞くと、そんなものかなと思うかもしれませんが、これは3分に直すと6倍ですので120円になります。3分で120円ということは、30分お話しすると1,200円。携帯電話で30分お話しすると1,200円払ってくださいと。正直、固定電話等と比較すると、やはりかなり高い水準であることは事実です。

実際に今回、モバイル音声卸について、先ほど言いましたガイドラインに基づく検証をしたことを通じて、MNO各社は、かなり下げてくださいました。それがMVNO各社に対して提供され始めておまして、既に昨年の秋頃から、やはりMVNO各社は半額の30秒10円というサービスを普通に提供しています。

そういう意味で、電気通信紛争処理委員会様にお手間をかけた日本通信は早くに音声卸の裁定を勝ち取りましたので、いわゆるかけ放題サービスのようなことをMVNOの中で

唯一されておりましたけど、現在は日本通信以外のMVNOも、いわゆるかけ放題サービスというものを導入されております。これは、これまでの音声卸料金ではもう絶対手が出せなかった領域に、やはりMVNO各社が手が出せているということでございます。

特に、現在テレワーク等が多くなる中で、例えば、従業員向けの仕事用・業務用の電話を貸与するというような法人ユーザーからすると、やはりその音声の部分はずいぶん安くなったということ自体は非常にインパクトがあって、MVNOもそういったところで新たな需要を開拓されている。今回のモバイル音声卸のプラクティスというのは、やはり、今回のこの制度整備に当たっての大きな事実になっているかなと思っております。

特に、この接続料の算定等に関する研究会の先生方としては、やはりこれと同じようなことが5Gのスタンドアローンのところで起きてはいけないだろうという問題意識が高い中で、こういう議論はなされてきたのかなというふうに、私どもとしては認識をしております。

【小塚委員】 ありがとうございます。大変よく分かりました。

【田村委員長】 課長、どうもありがとうございます。

ほかの委員の方、何か御質問、ほかにございますでしょうか。

それでは、時間も押しているようでございますので、質疑はこの程度にさせていただこうかと思えます。

川野課長におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。また、御質問に対しまして、御丁寧に御回答いただきまして、本当にありがとうございました。

御退室いただいて結構でございます。

【川野課長】 ありがとうございます。多数の御指摘、今後我々、制度の詳細を進めていく上で非常に参考となる御意見、御指摘をたくさんいただきました。私からも感謝を申し上げます。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

では、これにて失礼をいたします。

(川野課長退室)

(3) 議題2：電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム開催結果【公開】

【田村委員長】 それでは、続きまして、議題2の電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム開催結果ということにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。時間が押しておりますし、内部の話でもございますので、できれば省ける部

分は省いていただいて、御説明をお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

【茅野上席調査専門官】 事務局でございます。それでは、時間が押していますので、シンポジウムの開催結果、こちらは年次報告の案にも記載させていただいておりますので、簡単に御説明させていただければと思います。

資料219-2でございます。

まず、2ページ目の概要ですけれども、発足20周年ということで、今後、紛争のさらなる高度化・複雑化が見込まれるということで、あっせん・仲裁等、そのような制度につきまして理解増進・利用促進を図るために開催したということでございます。

プログラムは次のページですけれども、結果としまして、主にMNOとMVNOの事業者間協議、これを対象に、その円滑化、あるいは紛争処理制度の果たすべき役割などについて大変活発な、有意義な御指摘をいただいたということになりました。

その下でございますけど、MNOさんとMVNOさん、100名ぐらいの御視聴と思っておりましたが、実際は200人に御視聴いただいたということでございます。

3ページ、プログラムは省略させていただきます。

それぞれのプログラムにおきまして、どういうコメントをいただいたか、4ページ以降に概要を書いております。大臣からは冒頭挨拶で、モバイル市場における公正競争の確保は極めて重要となっており、委員会の果たす役割は今後さらに重要になっていくということで、より多様で低廉なその携帯電話サービスの充実等々につきましての御尽力を賜りたいというメッセージをいただいたということでございます。

5ページ、基調講演でございます。最初、五神先生からは、地球規模の課題への対応としてのSociety 5.0、あるいはBeyond 5Gのマイルストーン、こういったことにつきまして御講演をいただきました。

その次、委員長からは、委員会の機能や、これまでの紛争処理の実績、今後、果たすべき役割等の御説明がなされまして、その中でもあっせんのメリット、多く利用されている、平均で3か月で処理されている、約6割が合意成立に至ると、そういったことを解説していただいたところでございます。

6ページが個別講演でございます。個別講演では、小野委員から過去の事例のケーススタディーということで、あっせんのメリット、その中立的な有識者がその主張を聞いて論点を整理して解決に至るということもあり得る、あるいは、協議加速のためのあっせんの

利用というのものもあるのではないかという解説をしていただきました。

関口先生からは、本格的な5G時代におけるネットワーク機能開放、あるいは卸役務の適正化、これにつきまして、その時点での総務省での検討状況について解説をいただいたということでございます。

7ページ以降、パネルディスカッションでございます。テーマ①はMVNOのビジネスモデル、あるいは構造的な紛争要因についてということですが、MVNO委員会の島上委員長からは、今後、MVNOはより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要、そのためには、競争だけではなくて協力・協調のバランスの取れたMNOとの関係が重要という見解が示されました。

NTTドコモの山崎様からは、両者が連携して利用者一人一人に寄り添った新たな価値を提供していくことが重要であるというお話がありました。

その後、いろいろ議論が行われたわけですが、三尾委員からは、紛争要因として情報の格差や人材の格差があるのではないかと、紛争処理制度が役立つことがあるのではないかと、大谷先生からは、5GやIoTがMVNOにとっての活路ではないかということで、サービス設計の自由度が高いようなネットワーク提供が行われることが重要というふうなお話がされたということでございます。

8ページでございます。2つ目のテーマが、今後、委員会に期待される役割ということでございます。

MVNOの島上委員長からは、MNOは重要なビジネスパートナーなので活用ためらうケースがあるというふうな御指摘がありました。

NTTドコモの山崎様からは、多様なステークホルダーとの連携について、相談やサポートなどの新たな領域に共に進んでほしいという話がありました。

議論が行われる中で、三尾委員からは、紛争化する前の相談先として敷居が高いという話がありまして、紛争化する前の相談先としての役割を果たしていくべきと、大谷先生からは、紛争処理は個別の案件の解決だけではなくて、契約慣行や競争ルールの整備につながるということで、あっせんの活用が期待されるという御指摘がなされたということでございます。

最後、島上委員長からは、ネーミングを含め紛争処理の場というイメージがあったところ、いろいろなお話を聞いて、少し違った活用を考えてもよいのではという感想が述べられました。山崎様からは、まずは協議を開始するという点でのあっせんの活用があっても

よいのではないかというお話もあったということでございます。

9 ページでございます。議論の締めくくりとしまして、小塚委員から、一見紛争に見えても、それを通じてウィン・ウィンの関係を構築することが重要、事業者間協議を進める上での一つの要素として紛争処理制度を活用してほしいというふうな総括があったということでございます。

10 ページですけれども、最後、荒川委員長代理からは、事業者間協議が円滑に行われて良好な関係が構築されていることが重要、そのためにはそのあっせんの利用が有効、そういう御指摘をいただいたということでございます。

報告は以上ですけれども、少し感想を述べさせていただきますと、今回、シンポジウムでは紛争処理制度の利用は敷居が高いという御指摘が何人かの方々からなされました。しかし、委員の先生方からあっせんのメリットにつきましていろいろと解説がなされた結果、最後、MVNO委員会の島上委員長も、途中で考え方が変わってきたというふうなこともありました。

今後、その敷居を下げっていく方策の一つとして、もちろん、日々の相談につきまして、より丁寧で、かつ、きめ細かに対応していくということもあるのでしょうか、今回、御指摘がなされたようなあっせんのメリットにつきまして、このシンポジウムだけではなく、様々な機会でも丁寧に発信していくことが重要ではないかというふうに感じました。

報告、以上でございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますが、シンポジウムにおきましては、委員の皆様にも多大な御協力をいただきまして、ありがとうございます。おかげさまで、委員会活動の啓蒙でありますとか、今後の委員会の在り方に関する議論、そういった意味で大変有意義で建設的なシンポジウムになったのかなと思っております。

また、その準備に当たりましては、事務局の御苦労も多かったものと思っております、皆様の御尽力に対しまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

それでは、この点につきましての質疑もこれで終わりとさせていただきます。

(4) 閉会【一部非公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上でございます。委員の皆様の方から何かございますでしょうか。

それでは、傍聴者の皆様は御退室ということになります。

(傍聴者退室)

【田村委員長】 最後に事務局から何かございますでしょうか。

【片桐参事官】 事務局でございます。

次回の委員会につきましては、現在、第218回委員会としまして、御案内のとおり3月24日から31日までの日程で、年次報告に関する文書審議を行っていただいておりますので、委員の皆様、引続き御対応のほどよろしくお願いいたします。

4月以降の委員会の開催につきましては、また別途、御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

委員の皆様、長時間ありがとうございました。